

2019年財政検証の基本的枠組み

《社会・経済等の諸前提について》

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

労働力の前提 — 「労働力需給推計」(2019年1月、雇用政策研究会) 【労働参加が進むケース、
一定程度進むケース、進まないケース】

経済の前提 — 経済・金融の外部専門家で構成する社会保障審議会年金部会のもとに設置した公開の
「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討

⇒ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2019年1月30日)を参考にしつつ、長期的な経済状
況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い複数ケース】

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定
(有遺族率、障害年金発生率、納付率等) ※ 納付率は、日本年金機構の中期計画を踏まえて設定

《制度改正の検討のためのオプションについて》

- 2014(平成26)年財政検証では、社会保障制度改革国民会議の報告書において、提示された年金制度の課題の検討に資するような検証作業を行うべきとされており、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」の作成に加えて、これらの課題の検討に資するよう、制度改正を仮定したオプション試算も行った。
- 前回の2014(平成26)年財政検証におけるオプション試算は、社会保障審議会年金部会等においても、改革の必要性や効果についての共通認識を形成する上で非常に重要な役割を果たしたものと評価されており、2019年財政検証においても年金部会での議論等を踏まえたオプション試算を行う。

オプション試算の内容（案）

① 年金額改定ルールの見直し

平成28年に成立した年金改革法の賃金・物価スライド見直しによる効果を測定できるよう、物価・賃金が景気の波により変動する場合等を想定した場合

② 被用者保険の更なる適用拡大

- ・ 一定の賃金収入がある全ての被用者を被用者保険の適用対象とした場合
- ・ 被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件や企業規模要件等を見直した場合

③ 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択化

- ・ 現行20～60歳の保険料拠出期間の延長や年金の受給開始可能期間の拡大などを行った場合
- ・ 現在70歳未満となっている厚生年金の加入年齢を引き上げた場合

※ 下線は前回の2014(平成26)年財政検証のオプション試算で行っていない項目

※ 上記のオプション試算を行う際には、法定の財政検証と比べて、マクロ経済スライドの調整期間がどう変わるか、受け取る年金水準(最終的な所得代替率)にどう影響が出るのか、が分かるよう示すこととする。